

令和6年度定期監査結果報告書（第3次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

令和6年度定期監査（第3次）の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和6年度の定期監査について、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出したところ、同条第14項の規定により改善措置の通知があったので公表します。

是正改善事項措置状況報告書

健康推進課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① ワクチン接種運営委託業務において、契約変更をされているが変更の理由が添付されていない事例が見受けられた。変更仕様書等は添付されているが、変更の理由がない。 ・新型コロナウイルスワクチン接種費 ワクチン接種運営委託料 近畿ツーリスト株式会社
原 因
コロナワクチンの接種事業は急を要するものでありながら、契約事務を始めとする事務量が膨大であったことなどから、必要書類の不足など、適切な事務処理からの逸脱に繋がったものと思われる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
いかなる状況下においても事務処理は適切に行われるよう意識を改め、事務処理の改善を行っていく。契約事務において変更をかけるケースは稀でなく、改めて必要事項及び必要書類を見直し、適正な事務処理を行っていく。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ② 完了届・納品書・検収書が終了しているのに変更契約を交わされている事例が見受けられた。業務委託契約書の委託期間は令和5年4月3日から令和6年3月31日までだが、完了届が提出された時点で委託業務は完了しているので、変更契約ではなく新たに契約を締結する必要があると思われる。また、変更契約をしたのであれば変更契約書を交わされたい。 ・新型コロナウイルスワクチン接種 システム改修委託料 完了届 令和5年6月30日 納品書 令和5年6月30日 委託業務等検収書 令和5年6月30日 変更契約の見積書 令和5年7月3日 支出負担行為決議書(更正分)令和5年7月3日起票
原 因
コロナワクチンの接種事業は急を要するものでありながら、契約事務を始めとする膨大な事務処理に追われる中で、冷静かつ正確な判断力に欠け、関係書類との整合性が取れなかったことによるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
いかなる状況下においても事務処理は適切に行われるよう意識を改め、事務処理の改善を行っていく。契約事務においては委託業者に求める書類や整えるべき書類が多岐に渡るため、事務を進める中で都度入念に確認を行っていく。本件では、新規契約と変更契約の判断も曖昧であるため、今後契約事務を進める際にはあらかじめ方向性をしっかりと定めたうえで着手していく。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ③ 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場駐車場業務委託において、年度末に金額が確定し金額更正決議書は作成されているが、変更契約書が交わされていない事例が見受けられた。単価契約ではないので、支払終了後、契約金額に変更が生じた場合は変更契約を交わさなければならない。 ・新型コロナウイルスワクチン接種 ワクチン接種運営委託料 駐車場管理委託 公益社団法人シルバー人材センター ・新型コロナウイルスワクチン接種 駐車場管理委託料 秋開始接種会場駐車場管理委託 公益社団法人シルバー人材センター
原 因
本件は業務内容に変更点がなく、委託業務自体滞りなく完了したことから、契約金額の変更に対する事務が漏れ落ちてしまっている。いずれにしても事務処理上の失念によるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措 置 方 針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
変更契約については今回の定期監査で度々ご指摘を受けているため、改めて変更契約事務の見直しと、今後の事務処理において入念な確認を行っていく。また、これらの指摘事項の内容は「委託業者からの提出書類の不備」といったものではなく、本市からの働きかけや認識の欠如によるものであるため、認識を改めながら厳正に処理を進めるよう改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ④ 収入印紙について、以下の事例が見受けられた。 A 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託変更契約書において、収入印紙の金額が誤っていると思われる事例が見受けられた。 ○変更契約書には「60,007,996円（うち消費税5,386,963円）」を加えるものとする。との記載がある。消費税額を抜いた金額は54,621,033円となり収入印紙の額は6万円となると思われる。 ○変更契約書（第2回目）には、「40,327,393円（うち消費税3,615,899円）」を加えるものとする。との記載がある。消費税を抜いた金額は36,711,494円を加えるとの記載があるので収入印紙の額は2万円となると思われる。
原 因
事務処理における認識不足及び確認不足によるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措 置 方 針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
今回の定期監査において、印紙税額の誤りについては他にもご指摘を受けており、印紙税額に対する認識を改めている。委託業者から貼付された印紙税額を真に受けるのではなく、税額について正確に判断するよう改善を行う。また、本件のような高額な契約は当課においてはイレギュラーなものであるため、そういった際の印紙税額についての確認はより慎重を期すべきであると考えている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 現金の取扱いについて ① 釣銭確認時に出納室より支給されている金額より多い釣銭が確認された。釣銭不足を避けるために私金を釣銭に充てているものと思われる。公金と私金が混在しているので、公金の取扱いに対する意識を改めていただきたい。 ・ 出納室より 70,000円 ・ 確認時 130,000円 →私のお金が60,000円入っていることを確認
原 因
当課では複数の事業で料金の徴収事務が行われるため、釣銭の保管も事業毎に分類していた。年度の途中からは予防接種の申込みが開始したことで釣銭の動きが多くなったが、釣銭の保管場所も事業毎に異なっており、手元の釣銭だけでは心許なかったため、予備として私金を備える形をとっていた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
公金の取扱いに対する意識を改め、公金との混在を解消すべく私金は速やかに戻している。また、これまで事業毎に分けていた釣銭を一括で事務所管理とすることで手元に十分な釣銭を確保できたため、出納室からの70,000円で十分な運用を行えている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 現金の取扱いについて ② 釣銭内で公金と私金とが混在していることから、追加書類として釣銭用等資金保管簿の提出を求めたが、記載されていないことが判明した。御所市釣銭用資金取扱規程第4条第2項に「毎日、翌日に繰越しする資金につき、その現在高を金種ごとに記載しなければならない」とある。規程に基づき事務処理をされたい。
原 因
釣銭の保管は事務所の他、休日応急診療室の金庫においても行っていた。休日応急診療日は日曜日・祝日及び年末年始であり、予防接種の申込期間を除いては平日に釣銭の動きが生じることは稀であった。規定等の認識不足から、釣銭用等資金保管簿の記入は釣銭の動きがあった休日応急診療明けのみ行うことが常態化していた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
御所市釣銭用資金取扱規程の確認を行い、公金の取扱いの認識を改めている。監査でご指摘いただいた直後から規定にあるとおりに毎日釣銭の金種確認を行い、保管簿の記載を続けている。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(2) 現金の取扱いについて ③ 釣銭の保管について、休日診療分釣銭として50,000円分は休日診療の部屋内のダイヤル式金庫に平日は入れっぱなしの状態であることが判明した。残りの釣銭80,000円（うち公金20,000円）もビニール袋でロッカーの引き出しで保管していることが判明した。休日診療の釣銭は日曜日・祝日のみの使用であるため、平日は事務室で管理されたい。また、残りの釣銭は時間外には鍵をかけるロッカーではあるが、盗難紛失防止のため公金の管理方法を改めていただきたい。	
原 因	
当課では複数の事業で料金の徴収事務が行われるため、釣銭の保管も事業毎に分類していた。休日応急診療で必要とされる釣銭を、事務所ではなく休日応急診療室で保管していた理由としては、診療日である日曜・祝日前に事務所から休日応急診療室へ釣銭を移すことへの失念を懸念してのものである。また、残りの釣銭の保管についても公金取扱いに対する認識の甘さゆえ、鍵付きのロッカーにさえ保管していれば問題ないであろうとの考えによるものである。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
公金取扱いの認識を改め、これまで事業毎に分類して保管していた釣銭を、休日応急診療日を除いては常に事務所で一括管理するよう改善している。また、釣銭を鍵付きの金庫に入れた上、更に鍵付きのキャビネット内で保管している。それに加え、金庫の鍵とキャビネットの鍵もそれぞれ別の場所に分けて保管しており、公金の厳重な管理へと改善済みである。	

こども家庭センター

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 1週間以内の間に同じ物品が分割して支出されているように思われる事例が見受けられた。金額を合わせると5万円以上になるので入札もしくは見積合わせするのが望ましいと思われる。 ・納品書綴
原 因
分割している認識はなかったが、誤解を招く事象となっていたため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
令和6年度より適切に対応します。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 会計年度任用職員の新規雇用の際に必要な宣誓書が見当たらない事例が見受けられた。 ・家庭相談員雇用賃金関係①
原 因
宣誓書の必要性が徹底していなかったため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
令和6年度より適切に対応します。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 支出負担行為について	
① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。	
A 修繕工事において、分割発注をされているように思われる事例が見受けられた。同じ保育所で同じ業者、同じ修繕内容であることから経費削減、事務軽減、の観点から一括発注されたい。	
・葛城保育所 FV用ヒートポンプ取替	令和5年7月10日 40,480円 令和5年7月21日 40,480円
・幸町保育所 上敷取替	令和5年12月11日 32,670円 令和5年12月4日 41,580円 令和5年11月30日 32,230円
・小林保育所 屋根応急修理	令和5年12月20日 49,500円 令和5年1月25日 49,500円
原 因	
葛城保育所・幸町保育所については、当初安価であることが確実と考え、業者を指定して発注したところ、業者による現場確認において別箇所の不具合発見や、保育現場からの追加要望があったことにより、既に発注したこともあり分割により対応を行ってしまったものです。	
小林保育所については、屋根のシートが劣化と強風で破損し、業者による応急処置を施したが、処置後すぐに別箇所が破損したもので、分割発注ではありません。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
修繕について安易に発注せず、現場の調査を慎重に実施したうえ、同業種で可能な修繕を一括で入札または見積もり合わせを行います。	

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 支出負担行為について	
① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。	
B 御所幼児園の雨漏り等の修理工事において分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同じ業者の修理工事であることから経費削減、事務軽減の観点から入札で発注されたい。	
・明り取り亀裂部分修繕工事	積算 165,000円 請負金額 133,100円
・平屋屋根雨漏り修繕工事	積算 583,660円 請負金額 441,100円
・エキスパントジョイント部 雨水排水工事	積算 275,000円 請負金額 220,000円
・屋上ベランダ雨漏り修繕工事	積算 795,300円 請負金額 680,900円
原 因	
雨漏りの原因を見極めながらの発注となったため。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
以後、契約の仕方を工夫（工事内容をわけ、雨漏りの原因の高い箇所より順に工事し、雨漏りが収まったら工事も修了する旨を契約内容に盛り込む等）することで、分割発注とならないようにいたします。	

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。 C 保育所等における性被害防止対策の備品の購入について、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。保育所費及び幼児園費で科目は違えども同じ業者で同じ備品を購入されているので、経費削減、事務軽減の観点から一括発注し支払をそれぞれの科目でされたい。 ・ 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費 ブラインドパーテーションの購入
原 因
事務担当者の認識不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、一括発注いたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。 D 子育て広場で使用する備品の購入について、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同業者で5万円未満で短期間に購入されているように思われるので経費削減、事務軽減の観点から一括発注されたい。 ・ 支出伝票 R6.3.8 49,800円、R6.3.11 49,800円、R6.3.13 47,500円、R6.3.15 46,000円 R6.3.29 19,980円
原 因
令和5年度中に子育て広場の必要物品を揃える必要がある中で、必要と判断したものを随時発注したため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、なるべく取りまとめの上一括発注いたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 5万円以上の修繕について請書等の契約事務が行われずに支出している事例が見受けられた。 ・ 修繕費 御所幼児園 食洗器専用給湯器修理 53,350円
原 因
修理してみないと金額が確定しない修理であったため、錯誤により契約事務を行わず修理依頼を行ってしまった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、契約事務を行い、必要により変更契約を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ② 保育士人材派遣委託業務において次の事例が見受けられた。 ・ 契約書及び契約締結報告なし（契約期間令和5年4月1日～） ・ 発注要求書決裁未了（契約期間令和6年1月1日～） ・ 就業条件での就業場所→幸町保育所 契約書→石光保育所（契約期間令和6年1月9日～）
原 因
事務担当者の失念及び確認不足のため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措 置 方 針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
以後、同様のことなきよう、注意いたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ③ 業務委託契約書の委託者に市長名が記載されていない事例が見受けられた。地方自治法第234条第5項に「契約の相手側とともに、契約書に記名押印し」とあるので、市長名を記載されたい。 ・ 保育所・幼児園施設等管理業務（建物清掃） 業務委託契約書 2通
原 因
事務担当者の失念による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措 置 方 針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
以後、改善済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ④ 修繕工事において下記のような事例が見受けられた。 ○当初契約より金額が変更になっているにもかかわらず変更契約が交わされていない。 ○検収報告書の金額が納品書及び請求金額と相違している。 ○負担行為決議書（更正分）の根拠（変更契約）がない。 ・ 葛城保育所 通園バス置き去り防止システム取付 ・ 石光保育所 トイレ改修工事 ・ 幸町保育所 浄化槽マンホール蓋取替及びコンクリート枠補修工事
原 因
事務担当者の認識不足・確認不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措 置 方 針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
変更契約等の必要性について、課内で認識を共有するとともに、複数で金額確認等を行う。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について
⑤ 御所幼児園 プールコーキング打ち修繕工事において下記の事例が見受けられた。
・ 請書締結報告が着手日の後になっている。
契約期間

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ① 砂消しゴムによって修正されている事例が見受けられた。 ・ 子ども・子育て支援交付金関係No. 2 ・ 修繕工事 株式会社吉田電気 見積書 - 株式会社吉田電気 工事（事業）引渡書 ・ 臨時職員関係書類（保育係） 令和6年3月1日起案文書
原 因
事務担当者の認識不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
訂正は修理業者や本人の訂正印によるよう、課内認識を共有する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ② 臨時職員受験申込書において、日付及び裏面が記載されていない事例が見受けられた。受験申込書の裏面には記載事項に相違ありません。と自署で署名をするようになっているが、署名もない。 ・ 臨時職員関係（保育係） 裏面及び署名なし 2件
原 因
事務担当者の確認不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、漏れのないように、確認を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ③ 補助金交付決定通知書（控）の指令番号と令達番号簿の指令番号が相違している事例が見受けられた。 ・ 地域活動事業費補助金 交付決定通知書(控) 番号第 4 号 令達番号簿 指令番号第 3 号
原 因
事務担当者の錯誤による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
確認のうえ、修正済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ④ 届出書に添付されている事実を証する書類が届出書提出の日よりおよそ 2 か月後のものとなっている事例が見受けられた。事実を証する書類を添えてとあるので日付が不整合であると思われる。 ・ 一部支給停止適用除外
原 因
当初、別資料の添付により申請を受付けようとしたが、資料の徴取が不可であったため他資料（診断書）の提出を求め保留していたところ、事務処理時に日付の更新（訂正）を失念したと考えられる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
当該事例の場合には当初の申請書は受領することなく取り下げさせ、改めて適正な添付書類とともに申請書の提出をおこなうことを指示するよう改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(6) 補助金・助成金交付関係について ① チャイルドシートの補助金を受けられるのは購入から 1 年以内と定められているが、1 年以上たって申請され補助を受けている事例が見受けられた。 ・ チャイルドシート等補助金関係
原 因
資料の「発売日」は製品の発売日であって申請者の購入日ではない。購入日の確認については申請時面前で確認したようであるが資料の徴取を失念したと思われる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
当該事例について改めて申請者に挙証資料の保存があるか確認したが、不存在であった。今後は申請受付時の対応者による確認及び支出負担行為時の事務担当者の確認など、複数名により資料内容の確認について徹底を図るよう事務改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 長期継続契約の契約書に御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱第7条に規定する条件付解除条項が記載されていない事例が見受けられた。 ・ ウォーターサーバー・リース料
原 因
失念した。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
R7.2.14に確認し、要綱を文書に付けた。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ② 契約書に書かれている期間が、伺い・締結報告されている5年間とは異なり、3年間となっている事例が見受けられた。なお、契約書には鉛筆で「3年間じゃなく5年間の誤り！」との記載がされていた。 ・ ウォーターサーバー・リース料
原 因
契約書の期間の変更を記載した旨の書類の綴り忘れ
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
R7.2.14に書類を確認し、所定のフォルダに綴った。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ③ 契約日を砂消しゴムで修正している事例が見受けられた。契約期間令和8年3月31日までの8を修正している。 ・ 電気保安業務委託
原 因
契約先の書類が間違っていた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 5万円以上の物品を購入しているが、物品購入請書が交わされていない事例が見受けられた。御所市物品購入及び委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第9条第1項第2号「契約金額が5万円以上30万円未満の場合、物品供給請書又は業務委託請書の徴取」に基づき物品供給請書を交わされたい。 ・ 認知症イベント関係綴 RUN伴+御所2023に係るシャツの購入 支払金額68,288円
原 因
担当者の失念によるもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
同様の業務事例については、すでに改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ① 納品書の日付が令和6年3月31日に対し検収日が令和6年4月1日になっている事例が見受けられた。検収後に支払をするので、検収日は年度内となる。 ・ 地域包括支援センター事務管理システムリース料 納品書 2枚
原 因
記入間違い。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後の事務については、改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ② 決定通知書では、対象者名が〇〇となっているが、令達番号簿では対象者名が△△となっており、決定通知書と令達番号簿で氏名が相違している事例が見受けられた。47号と49号が同じ氏名となっているので、書き損ないかと思われる。 ・ 特殊詐欺防止装置購入費助成金関係綴
原 因
担当者の入力ミス。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
加筆修正済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ③ 決定通知書に番号及び日付が書かれておらず、また令達番号簿にも対象者の氏名が記載されていない事例が見受けられた。なお、支出命令書が作成されており、対象者に助成金は支払済みである。 ・ 特殊詐欺防止装置購入費助成金関係綴 2 件
原 因
担当者の入力漏れ。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
同様の業務事例については、すでに改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 補助金・助成金交付関係について ① 補助金の実績報告書が4月2日に提出されている事例が見受けられた。令和5年度の支出とするのならば、実績報告は令和6年3月31日までに提出されなければならない。 ・ 友愛活動チーム推進事業関係
原 因
担当者の確認漏れ。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
同様の業務事例については、すでに改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 契約書の契約開始日が契約日よりも前である事例が見受けられた。 ・ 認定調査委託契約書及び契約内容綴
原 因
提出された業務委託請書の契約日の確認を怠ったため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
業者と契約書を交わす際には、担当者のほかに別の職員が契約及び契約期間の確認を行う運用とする。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ① 納付誓約書において日付及び文書番号が記載されていない事例が見受けられた。未完成の納付誓約書は誓約書としての効力がないように思われる。 ・ 法 6 3 条・ 7 8 条関係 6 3 条 納付誓約書 1 件
原 因
法 6 3 条及び法 7 8 条の返還金については、一括返還できない場合に対象者から履行延期申請書や返済計画、返済誓約書の提出を求めるが、担当者が作成した納付誓約書に記載誤りがあり、提出を受けた際に日付及び文書番号の記載漏れがあった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
履行延期申請書や返済計画、返済誓約書の提出を求める際は、担当者の他に別の職員が立ち合い、書類の記載確認と日付及び文書番号の記載を行うことで記載漏れを防止する運用とする。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 郵便料について ① 郵便受払簿について、下記の事例が見受けられた。誤りを防止するために現金と切手の受払簿を別々に作成し、毎月月末に残額を確認する欄を設ける等、改善をしていただきたい。 ・ 切手を使用した額と残額が相違している。 4 月 1 0 日・ 4 月 1 1 日 よって年度末の残額が相違していると思われる。 精算戻入額 15,840円 本来の額 16,008円 ・ 払出の金額が記入されていない。 7 月 1 2 日
原 因
郵便受払簿については、現金残高と切手残高を分けて記載していたが、受け入れについては同一の記載としたことで誤りが発生した。切手を使用した額と残高の相違について、4 月 1 0 日と 4 月 1 1 日の他に 3 月 1 9 日と 3 月 2 1 日にも記載誤りがあった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
4 月 1 0 日と 3 月 1 9 日、3 月 2 1 日の記載誤りを是正した結果、年度末の残高に誤りはなかった。受払簿については、現金と切手を別々に作成する運用とし、令和 6 年度分を転記することで運用を開始した。また、記載内容については、年度末に残高確認をすることとした。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 施設の安全管理について ① 東側にある壊れた遊具や破損したものが放置されていた。また、北側に使用できないプランターや壊れた遊具の破片等が置かれていた。危険であるので直ちに対応されたい。
原 因
東側については保育士による遊具のチェックが不十分であった。また、北側の廃棄物については粗大ごみとしてまとめてクリーンセンターに持ち込むため子どもが立ち入らない場所に集めていた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
職員間で再度、定期的に行っている遊具安全チェックについての認識を共有するとともに、破損していた遊具は修繕不能と判断し、北側廃棄物とともに廃棄した。今後も子どもの安全確保のため遊具等のチェックを徹底するとともに、粗大ごみの速やかな廃棄に努めたい。